

令和8年4月8日

九十九里町教育委員会教育長 鈴木



九十九里町学校給食センター運営規程の一部を改正する訓令

九十九里町学校給食センター運営規程（昭和52年規程第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「要保護児童生徒及び準要保護児童生徒」を「要保護児童及び生徒並びに準要保護生徒」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。